

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成28年10月18日（火）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所小田原支部大会議室

参加者等

司会者 安 藤 祥一郎（横浜地方裁判所小田原支部刑事部部総括裁判官）

裁判官 山 田 順 子（横浜地方裁判所小田原支部刑事部裁判官）

裁判官 志 田 智 之（横浜地方裁判所小田原支部刑事部裁判官）

検察官 岸 見 直 幸（横浜地方検察庁小田原支部検察官）

弁護士 佐 藤 光 輝（神奈川県弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者1番 20代 女性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 男性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 男性 （以下「4番」と略記）

議事要旨

（司会者）

まず自己紹介させていただきますと、私は裁判員制度が発足した平成21年から3年間、ほかの2か所の裁判所で裁判員裁判に携わった後、4年間高等裁判所というところに行きまして、そこでは控訴審という立場から裁判員の事件を見ていたということになります。今年の4月にこちらの裁判所に参りまして、これまでこの裁判所では2件の裁判員裁判を担当したということになります。

簡単に私以外の法曹関係者の自己紹介をさせていただきます。

（山田裁判官）

昨年の4月から、この小田原支部で刑事裁判を務めております裁判官の山田と申します。よろしくお願いします。

今いらっしゃる皆様方の中では、1番さんと4番さんの裁判員裁判と一緒に担当したと思います。今日は皆様の貴重な意見を拝聴させていただいて、今後の参考に

させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(志田裁判官)

私は裁判官の志田と申します。私は今年の4月に小田原支部に着任いたしまして、裁判員裁判としましては、4番さんの事件と一緒にさせていただきました。

私、ここに来る前はいわゆる民事事件というものを担当しておりまして、刑事事件と言われる、裁判員裁判も刑事事件ですけれども、そういったものを担当するのは小田原に来たこの4月からということになりまして、裁判員裁判も4月以降に行われた2件ということで、一番経験の浅い裁判官ということになります。

ですので、今日はぜひ皆さんのお話を聞かせていただいて、今後の参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

(岸見検察官)

横浜地検小田原支部の検事の岸見でございます。裁判員の経験を簡単に申し上げますと、制度が発足してから数年間は公判のほうで担当しておりました。その後捜査のほうに移りまして、数年間やっていない期間がありましたけれども、去年の4月に小田原支部に赴任してまいりまして、それから再び担当させていただくようになりました。

今日御参加いただいている皆様の中にも、私が担当させていただいた事件が、どれとは申しませんが、含まれておりますけれども、本日は、私がいることをお気になさらずに、検察官の訴訟活動等について忌憚のない御意見を賜ればと思っております。よろしくお願いします。

(佐藤弁護士)

弁護士の佐藤と申します。よろしくお願いします。

私は、制度発足以来裁判員事件を担当しているんですが、弁護士というのは、検察官や裁判所のように、いつも刑事裁判を担当するというわけではなくて、順番に弁護士が担当していきますので、それほど数はこなしていません。大体年に1件ぐらいのペースでやっていますので、まだ私、件数としては7、8件なんですけど、た

またまこの中で私が担当した事件の方もいらっしゃいますが、岸見検事がおっしゃったように、特に私の存在を気にせずに、忌憚のない御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(司会者)

どうもありがとうございました。このメンバーで皆さんの御意見をお伺いすることになります。

今裁判官からも出ておりましたけれども、我々法曹関係者、この事件を担当する者は、普段法律に接しない一般の方々に適切に事件の内容を把握していただいて、適切な審理を経て、適切な判断を下すということを心がけておりますが、そのためには実際に経験をされた方から忌憚のない御意見、御批判等をお聞きして、それをフィードバックしなきゃいけないということを考えてやっております。したがって、こういう行事というのは、この裁判所だけではなくて全国の裁判所で行われているものです。そういった知見を裁判所は裁判所で集約して、今後の裁判に役立てていくということでありますので、今日は皆様方にも忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、私のほうから最初に、経験者の方の事件の内容を簡単に御説明した上で、ちょっと全般的な感想、経験した感想とか御意見をお一人ずつお伺いしたいと思います。

まず1番さんが関与された事件というのは、被告人が被害者に対して、騒ぐと殺すぞなどと脅迫するなどして、現金を奪ったと。その際、傷害を負わせた。罪名でいいますと、強盗致傷という事案、これがメインの裁判員対象事件。合わせて住居侵入、暴行という、裁判員対象事件ではない事件も合わせて審理されたものというふうに聞いております。当初の予定としては、判決までの日数がおよそ2日半、評議については1日プラス1時間半程度予定されていたというふうに伺っております。

1番さんのほうで、何か参加していただいて御意見等あれば、今ちょっとお聞かせいただきたいんですが、何でも結構ですから、何かございますか。お願いします。

(1 番)

当時私は学生だったんですけども、私を含め、その裁判員の方がお若い方ばかりでした。でも、裁判官の方々は私たちにもわかるように説明してくださったので、あとは今日のように緊張をしていたので、緊張をほぐしてくれたり、わかりやすく説明してくださったので、納得がいくといったら違うんですけど、冷静にものごとを考えられて、自分の意見も言えたと思います。

(司会者)

検察官や弁護人が法廷でいろいろ主張を展開されましたよね。それについてわかりやすかったかとか、ちょっとわかりにくいところがあったなとか、その点の御記憶はどうですか。

(1 番)

事前にその内容を詳しくわかっていたので、難しいっていうか、その予習をしていたからわかった部分があるので、長い時間予習っていうか、その事件の内容を理解していて良かったと思っています。

(司会者)

そうすると、最初に検察官と弁護人がそれぞれ冒頭陳述という手続で事件のそれぞれの見方を説明されたと思うんですけど、それがわかりやすかったということですかね。

(1 番)

はい。

(司会者)

それに基づいて証拠を見ていってうまく判断できたなど、こういう御感想ですか。

(1 番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。続いて2 番さんですが、2 番さんが関与された事件と

というのが、被告人が酔って騒いでいた被害者に体当たりをして路上に転倒させ、そのため後頭部を路面に打ち付けた被害者が死亡したという、罪名でいいますと傷害致死の事案ということです。判決までの日数は2日半を予定されていて、評議はほぼ丸1日予定されていた。こういった事件だと伺っておりますが、2番さん、やはり何か感想等ございましたらお願いします。

(2番)

そうですね、私も最初どんなものだろうというところから、裁判員というものを、当たらないよなと思いながらも当たってしまって、実際法廷を見るのも初めてでしたし、こういった場に自分がいて意見を言うというのも、想像が今まで全然つかなかったものですから、まずその環境とかそういったものに対してちょっと緊張もしましたし、あとは半分どういうものなのかなという興味もありました。

実際裁判員のときにこちらのほうに来ていろいろと話し合いをした中では、皆さんわかりやすく説明をしてくれましたし、あとは私の担当した裁判員裁判の事件に関しては、その瞬間がビデオ映像に残っていたので、一番わかりやすいかたちでの情報、もう見ただ目でわかるような情報になっていました。

(司会者)

ありがとうございました。それから3番さんが関与された事件というのが、被告人が、果物ナイフで被害者の胸部を1回突き刺したけれども未遂に終わった、殺害するには至らなかったという殺人未遂の事案ですね。判決までの日数はやはりおよそ2日、評議としては1日と1時間半程度が予定されていた事件と伺っていますが、何か御感想はありましたか。

(3番)

法廷というのは、本当にテレビドラマでしか、アメリカとかだと本当の法廷が中継されますけれども、日本においてはそういうのがなくて、本当にテレビドラマの世界でしかわからなかったんですけど、実際の法廷を見てみて、そんなドラマチックな場面もなく、落ち着いて淡々と進んでいくんだというのが感想です。

法廷に入る前に事件ファイルというものをもらって、あれを読み込むことで非常に理解が深まるなというところで非常に役に立ちましたね。すごくわかりやすく書いてあって、事件の概要とか、検察の主張、弁護人の主張というものが詳しく書いてあって、実際法廷に入っているいろいろな証拠品を見せられても、あの事件の概要というのがわかっているの、非常に想像していたよりもわかりやすく、モニターとかも各座席にあって、見やすいというのは知らなくて、実際の法廷というのは非常にわかりやすいものなんだなというのを実感しました。

判決を出す際にもデータベースというのを見せていただいて、過去の判例ではこういう感じだとこのぐらいの判例が出ていますというのも非常に参考になって、判決、結論を出すに当たっても、非常に全てにおいて分かりやすかったのかなというふうに感じました。

(司会者)

ありがとうございます。今おっしゃったあらかじめの資料でわかりやすかったというのは、やはり検察官・弁護人から配られた冒頭陳述とか、そういったものということですかね。

(3番)

何かクラフトファイルで事件ファイルみたいなのを配られて、それを見た上でお話を聞けるというので。

(司会者)

なるほど。検察官と弁護士は恐らく御存じないので裁判所が補足しますと、事件ファイルというものをその都度お配りしています。これには起訴状と審理予定表がまず入っていますね。それに加えて刑事裁判のルールをわかりやすく説明した文書を綴じ込んだファイルをお配りしています。

そこに、審理が進むに従って冒頭陳述の書類だとかそういったものを綴じ込んでいっていただいて、評議の最後にそれを見ていただければ評議ができると、そういう資料をお配りしているんですね。

今、多分3番さんがおっしゃったのは、刑事裁判のルールをわかりやすく説明した文書のことですね。

(3番)

はい。

(司会者)

それと起訴状を合わせて、こういった心構えで聞けばいいのかというのが分かりやすかった、こういうに聞いてよろしいですかね。

(3番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。最後に4番さんの関与した事件は、被害者に暴行を加えて傷害を負わせ死亡させた、という傷害致死の事案ですね。判決までの日数は4日、評議は2日半程度予定されていたという事件です。

(4番)

私は実際に裁判員に選ばれたときに、実際やりたかったなというのを最初に申し上げたんですけども、それはなぜかと言いますと、なぜ裁判員制度を導入したのかという素朴な疑問がありました。なぜ裁判官だけでなく、一般から選ばれた裁判員を入れて刑事裁判をしなきゃいけないのか、というのがなかなかわからなかったというのがあります。ただ、実際に今回2日間を通じて、ある部分はわかりましたけれども、やっぱりある部分は分からないというのが実感です。

もう一つは、裁判員裁判ということである程度内容が整理されてわかりやすいという反面、整理されすぎて逆にわかりづらいというのは実際に感じました。特に、私が関係した事件については、一つは事実争いがないということで、余計にそれについてのやりとりがなく、もういきなり被告人のお母さんであったり、被告人の話になってくるということで、その途中のものがなかなか、本当にじゃあそれが、例えば別に深夜じゃないんだから目撃者がいなかったとか、それなりの音がするん

だろうけれども、何で森の中の一軒家じゃないのに見た人がいないのか、素朴な疑問が沸々とわいてくるんですね。

ですからやっぱり、やりとりの中で確かに整理されたものはあるんでしょうけども、私はできるだけ法廷でメモを取って、いただいたメモがあったんですけども、書き潰すぐらい書いたのが印象に残っています。実際に最後評議するという場面において、そういうのが非常に役立ったかなというのを感じています。

(司会者)

それでは各論に入っていきたいと思うんですけども、まず、やはり冒頭陳述ですね。ここからちょっとお聞きしていきたいと思います。

あらかじめ皆さんが携わられた事件の冒頭陳述の写しを見ていただき、記憶を喚起してもらったと思うんですが、ちょっとそれを見ていただいた上で、冒頭陳述がわかりやすかったかどうか、あるいはわかりにくかったか、こういうふうにしてもらったらもっとよかったというようなところをお聞かせ願いたいと思います。

そうしましたら、ちょっと順番をずらしまして、今度は2番さんからお聞きしたいと思うんですが、冒頭陳述の要旨、2番さんが関与された事件ですと、検察官の冒頭陳述メモがA4、1枚でしたね。これについてどんなお考えをお持ちになりましたか。

(2番)

ちょっと記憶があいまいなんですけれども、多分そのときにVTRを見せていただいたのかなと思うんですけど、違いましたか。

(司会者)

証拠としてのVTRは多分まだ見せませんので、パワーポイントというんですかね、画面に検察官が冒頭陳述で主張したい内容を簡潔に映したりとか、そういうことですかね。

(2番)

そうですかね。ちょっとごめんなさい、記憶がそこはあいまいなんですけれども、

まあ、でも非常にわかりやすくまとまっていたという印象はあります。特にA 4、1枚だったと記憶していますので、その中ではすごく検察官の方のイメージとしても端的にもものをおっしゃる方だなという印象が残りましたので、それだったらわかりやすく説明いただいたかなと思います。

(司会者)

弁護人のほうも冒頭陳述されているんですが、この辺に関して何かありますか。

(2番)

そうですね、弁護士さんのほうもやはりわかりやすく説明をいただいて、事件全体の概要というものはイメージしやすかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。そうしましたら3番さん、お願いします。3番さんの事件の冒頭陳述も、やはり検察官の冒頭陳述がA 4、1枚の分量ということのようですが。

(3番)

言葉だけで聞いているとわかりづらいところがあるんですけども、パワーポイントの画面が目の前に提示されるんで、目で追って読んでいけるので非常にその点ではわかりやすかったかなと思います。

(司会者)

弁護人のほうはいかがですかね。メモでいうと、サイズとしてはA 3、1枚ですかね。

(3番)

そうですね、弁護人のほうも、各項目で分かれて主張をされていて、それが画面とともに目に入ってくるので、非常にそれぞれの論点がわかりやすかったかなというところがありました。

(司会者)

ありがとうございます。そうしましたら4番さん、いかがですか。4番さんの事

件は、A 3，1枚の分量ですね。

(4番)

私は、検察官・弁護士、両方とも全体の入り口としてはわかりやすかったかなと思います。アウトラインというんですか、全体像をつかむのに非常にわかりやすかったと思っています。

(司会者)

そうしましたら1番さん、いかがですか。1番さんの事件も、A 4，1枚の分量ですね。検察官のがA 4，1枚。いかがでしたか。

(1番)

正直記憶があいまいというか、緊張していたというのもあるんですけども、余り深掘りした内容ではなかったんで、初めだったので余り最初から詰め込みすぎても混乱するだけだったんで、ちょっとシンプルな感じで御説明いただいたのでわかりやすかったと思います。

(司会者)

弁護人のほうの冒頭陳述も同様の御感想ですかね。

(1番)

はい、記憶があいまいですが。

(司会者)

今1番さんがおっしゃった点は、非常に裁判所としては関心のあるところで、深掘りしないというところだと思うんですね。やはりアウトラインを示していただいて、実際の事件の内容は、その後の証拠調べできちんとやってもらいたいというのが裁判所の考えであるのですが、1番さんの感想としては、この事件についてはそういうふうにしていただいたという感想なんですかね。余り最初にながし情報を詰め込むんじゃなくて、方向性を示すような、そんな感じだったということですか。

(1番)

はい。

(司会者)

ほかの方はどうでしょうか。そういう観点からして、でももうちょっと骨だけでもよかったんじゃないかとか、そんな印象・感想を持たれた方はいらっしゃいますか。それは特にはないですかね。過不足なかったということでもいいですかね。

検察官、何か御質問等ありますか、冒頭陳述の件について。

(岸見検察官)

そうですね、2つほどありまして、まず1点目が、先ほど過不足ない冒頭陳述というお話をいただいているんですけども、余り情報が少なすぎて、その後証拠調べで、実はこういうこともあったのかと、先に知っておいたほうが事案の全体像がつかみやすかったという御意見は特にはないということになりますでしょうか。それがまず1点目です。

(司会者)

じゃあ一つずつやっていきますかね。4番さん、いかがですか、今の点について。

(4番)

私に関与した分においては、やはり何で傷害致死だという部分に絞られたのかというのを知りたかったですね。そのほかの可能性というのはなかったのかというのが、単純にありました。

後で各論に入ってから、またぶり返すということはないでしょうから、入り口の段階でその可能性、これはこうだからそれはないんだと、だからこの事件は傷害致死の案件なんだということがわかったらもっとわかりやすかったかなと思います。

(司会者)

4番さんの感覚からすると、もうちょっと周辺の事情も知りたかったということになるんですかね。

(4番)

まさにそのとおりです。

(司会者)

それは冒頭陳述という入り口の段階でそれをするのか、それとも証拠の中でそれをするのかということもあるんですけども、4番さんのお考えは、最終的にやっぱり事件の内容をもっと知りたかったという感覚なんですかね。

(4番)

そうですね。ただ、もうアウトラインであっても傷害致死の可能性しかないというのであれば、それでもうずっと掘り下げていけばいいことなんでしょうけども、やっぱりこれが入り口じゃなくて、途中からやっぱりこうではなかったと言われたところでもう各論に入っているんで、だから頭がついていかないかなと。

期間も短いので、やはり入り口の段階で、もし見えているのであれば見せてほしいなという、示してほしいというのがあります。

(司会者)

では、ほかの方向か。自分はこういう意見だというのはございますか。よろしいですか。

(3番)

僕の事件の場合は、身内同士の事件だったということで、もう被告人も犯行について全てを認めているということで、その争点というものがなくて、もう量刑をどうするかという話だけで、否認しているわけでもなかったんで、初めの冒頭陳述ではそこまで深掘りしなくても大体事件の概要がわかればいいのかなというのが、私の担当した事件ではあったという感じです。

(司会者)

そうすると、細かく見ると、3番さんの事件の冒頭陳述は、もうちょっとあっさりしてもよかったんじゃないかと、こういう感覚ですか。

(3番)

いや、ちょうどいいぐらいだったと思います。それほど深くもなく、浅くもなくという、まあこのぐらいだろうなという。

(司会者)

A 4, 1枚がベストということですかね。

(3番)

はい。

(岸見検察官)

ありがとうございます。では2つ目の点の御質問をさせていただきたいと思います。冒頭陳述の際に、先ほどA 4のものですとか、A 3のものですとか、それぞれメモをお渡しして見ていただきながらお聞きいただいたかと思うんですけども、評議ですとか、その評議までの期間に、もう一度この冒頭陳述メモというのを見直す時間というのがどのくらいあるのか、機会がどのくらいあるのかというところがこちらとしてはなかなか把握しかねるところではありまして、皆様方がどういうふうにお使いになるのかというのを、今後の参考にさせていただければというふうに思っております。

(司会者)

じゃあ2番さん、その点いかがですか。

(2番)

そこは議論する中で何回も見直しさせていただいたという記憶があります。やっぱり情報が、逆にそこしかなかったものですから、その中で読み取れること。私個人的には、何でもこういうことをしちゃったのかなというところが一番疑問に思ったので、何かそこを掘り下げていく意味合いでも、どうやってこの文章を読み解こうかというところが、ほかの人ともちょっと議論したところでした。

(司会者)

そうすると、ほかの方との議論のきっかけ、あるいは記憶喚起のきっかけ、そういったものとして不断に利用されたということですかね。

(2番)

そうですね。検察官の方からはA 4, 1枚で、メモするならもうちょっと大きいものという部分なので、そこに関しては、その情報の中から逆にどう感じるかとい

うところから入っていったと思います。

(司会者)

では1番さん、どうでしたか。冒頭陳述とか、どの程度利用されたかとか。

(1番)

緑のバインダーの話ですか。

(司会者)

そう、それに綴じ込まればそうなんですけれども、冒頭陳述という一番最初に検察官・弁護人から配られた資料ですね。あれを、評議に限らず判決に至るまでにどのくらい読み込まれたかということですね。

何か最初だけ見てあとはもう見ないなんていう人も中にはいるかもしれませんが、自分はそんなことはなかったということですか。やっぱり折々ではごらんになっていましたか。

(1番)

意見が出てくる中で、やっぱり重きを置くところが人によって違う、ポイントが違うから、私も見返したら、やっぱりそういう気持ちになったりとか、そういうところに役立たせていただいたということです。

(司会者)

やはり議論するときには、必ず参考にされたということですかね。

(1番)

はい。

(司会者)

わかりました。ありがとうございました。あとよろしいですか。じゃあ、弁護人の立場から何か。

(佐藤弁護士)

それでは、弁護人の佐藤のほうからお伺いします。

まず4番さんに確認したいんですけど、最初の感想のときに、「入り口としては

わかりやすかった」というふうにおっしゃって、何か留保をつけていたんですけれども、その真意は、先ほどの検察官の質問に対する回答ということでよろしいですかね。

(4番)

ほとんどそういった感じもあるんですけれども、何でしょう、ちょっと遠くから見る感じではわかるんですけども、近寄っていくと、あれ、これどうなっているのかというので、いろいろわからないことが結構出てくるというのが実感です。

(佐藤弁護士)

ありがとうございます。あと形式的なことをちょっとお伺いしたいんですけど、弁護士は最近パワーポイントを使わない人が増えてきているんですが、皆さんのときに使われたかどうか。3番の方、何か画面とともに目に入ってくるとおっしゃっていたので使われたのかなと思ったんですけど、それぞれ皆さんのときに、弁護士がパワーポイントを使っていたかどうか、パワーポイントがあったほうがわかりやすかったか、比較はできないでしょうけど、あってわかりやすかったなという印象があるかどうか、それを教えていただければと思います。

(司会者)

3番さんのときは使われていたということですね。

(3番)

そうですね、パワーポイントを使われていて、いろいろポイントポイントに確か4つくらいに絞ってあって、その4つで情状酌量のポイントがどこにあるんだというのがわかりやすく記入されていたので、あのパワーポイントで、目で見てもさらに発言をされていたので、非常に説明がわかりやすかったというのが感想です。

(司会者)

4番さんの事件はどうでしたか。

(4番)

余り記憶にはないんですけれども、わかりやすい内容であったような気はします

が、ちょっと定かじゃないです。

(司会者)

まあ、パワーポイントの有無はともかくとしてわかりやすかったという御記憶があるんですかね。

(4 番)

そうですね、はい。

(司会者)

1 番さん、いかがですか。弁護人が使われたかとか。

(1 番)

私も記憶が定かではないんですけれども、確か紙で、刃物とか写真とかを見せていただいたかもしれないです。ちょっと定かではないです。

(司会者)

2 番さん、御記憶はありますか。弁護人がパワーポイントを使っていたかどうか。

(2 番)

確か使っていなかったんじゃないかなと思います。

(佐藤弁護士)

あと 1 点だけよろしいですか。冒頭陳述メモのサイズの問題なんですけど、A 3 と A 4 でいろいろ出てくるかと思うんです。A 3 で隙間があっていろいろと書き込みがしやすいものと、詰め込んで A 4 にしたものと、どちらが裁判員としては利用しやすいとお考えか、教えていただければありがたいです。

(司会者)

なかなか想像しなければいけないんですが、私だったらこうという御意見ございますか。どうぞ、4 番さん。

(4 番)

私はもうどちらかといえば A 3 のほうですね。書き込みできるほうがありがたいです。ぎちぎちに書いていると書けないので、別紙にメモを書くより、その部分

にいろいろ書き込みができるほうが非常に便利だと思います。

(司会者)

ほかの方、何かございますか。

(2番)

これは個人的な部分なんですけど、会社とかでA4を使っていることが多いので、A4にすっきりまとまって1枚のほうが見やすいことは見やすいという印象が、これはもう習慣だと思うんですけど、あると思います。

(司会者)

よろしいですか。

(佐藤弁護士)

結構です。

(司会者)

そうしましたら、次の話題に進みたいと思います。

今度は、冒頭陳述でアウトラインを示していただいた上で、中身である証拠調べという手続に入るわけですね。この証拠調べについてお聞きしたいと思います。

じゃあ今度は3番さんからお聞きしたいんですが、証拠調べは、冒頭陳述が終わって恐らく休憩を1回取りますね。そこでいよいよこれから証拠調べですということで、恐らくは、まずは証拠書類の取り調べから入って証人というふうに進んでいくと思うんですけども、その中で、どこでも結構ですから、何か御意見とか御感想とかありましたら。

(3番)

実際に犯行に使われた凶器とかも、実物をアクリルのケースに入ったやつを見せていただいたりとか、実際に刺された後の現場とか、被害者の傷跡の写真とかもを見せていただいたんですが、私の事件の場合は傷もそれほど深くなくて、それほどショッキングな画像ではなかったのもまあ大丈夫だったんですけど。まあ事件によってはかなりショッキングな画像も見せられてしまうということもあり得るのかなと

思いますので、そこが非常に難しいところなのかなというのは、実感として思っています。

(司会者)

事件の内容は、胸を1回突き刺したという事件だったと思うんですが、その傷口の写真というのはどういったものでしたか。

(3番)

傷口の写真は実際見せられたんですけど、もう心臓に達してなくてほとんど出血もなくて、ただ胸部にナイフで刺した穴が縦に開いているというだけの写真だったので、それほどショックも受けずに、このぐらいのナイフでこういう傷がついたんだという実感しか持たなかったです。

犯行現場の部屋の写真とかもあつたんですけども、そんなに血のりがついたりとかそういうこともなくて、ソファにちょっと血の染みがついているぐらいな感じだったので、それほど画像としてはショッキングではありませんでした。

(司会者)

4番さん、いかがですか。証拠調べに関して。

(4番)

やはり物的なものというのはなかなかなくて、唯一被告人が話すことが一番のメインになっていると。その中で確か、ちょっと内容は定かではないんですけど、死体を解剖したときの脾臓が破裂しているとか、そういう部分は非常に実態としてよくわかったような気がします。唯一暴行のすさまじさを知る手がかりというのは、そういうものしかないのかなと思いました。

あとは、犯行現場というんですか、その写真とかも見せられたんですが、やはり何でこんなところに2カ所血が飛んでいるんだろうとか、その周辺の状況がよくわからなかったのも、何でまだそんなに遅い時間じゃないのに誰も見ていないんだろうと、管理人も何も聞かなかったんだろうかと。それはどう調べたのかというのがよくわからなかったです。

(司会者)

今おっしゃった脾臓が破裂していた状況とか、そういうのはどういった証拠で出ていましたか。

(4 番)

解剖、もしくは鑑定というんですか、何かわからないんですけれども、それで何か話されたような記憶がありますけれども、検察官のほうですかね。

(司会者)

医者の方の供述調書とかでしたかね。それは読み聞かせだったと思うんですが、それを聞いてすぐ理解できたという感じでしたか。

(4 番)

いいえ。毎日毎日話が進んでいくうちに、それがインパクトが出てくるわけですので。聞いた瞬間には特に、ただそれだけしか思わないんですけれども、各論に入ってくると、なるほどこれだけの状況だったと、よっぽど強い力で殴らないとこんなことにならないなというのはわかってくると思いますので、やはりその時々、最初に聞いた瞬間にすぐにぴんと来るものではなくて、何かメモをしておけば後で役に立つだろうというのは、まさに今回感じました。

だからこそ、さっきのメモできるような書類があるといいというのは、そういう意味で申し上げました。

(司会者)

そうすると、恐らく順番としては医者の方の供述調書でこういったけがでしたというのを証拠調べすると。今度は被告人の話も聞き、そうやって進んでいくに従って真に迫ったものとして理解できていったと、そんな感じになるんですかね。

(4 番)

まさにおっしゃるとおりです。

(司会者)

ありがとうございます。1 番さん、いかがですか。

(1 番)

私も被害者の傷の写真と犯行現場の写真を見せていただいて、自分が思っていたより、強盗致傷ってもっと深い傷というか、もっと大変なものかと思ったんですが、自分が思っていたより浅い傷で、自分でもやってしまいがちの傷だったので、被害状況の本当のところは傷の写真を見ることによって、現場の写真を見ることによって想像がしやすくて、内容がわかりました。

(司会者)

起訴状だと、全治約10日間、右前腕挫創擦過傷ということだから、まあ擦り傷のような状況なんですかね。それが写真を見てよくわかったということですかね。

(1 番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。2番さん、いかがでしょうか。

(2 番)

先ほども言ったんですけれども、印象があるのは現場の防犯カメラのVTRだったので、それが一番印象に残っているかなと思います。あとは、一応現場の写真とかもあったと思うんですけども、その動画の部分が、音声はなかったので、そこをどんなことを言ってるのかという説明を受け、そこが一番印象に残っているかなと思います。

(司会者)

そうしますと、我々のいう客観証拠、写真であるとか、防犯カメラ、そういったものについては非常にわかりやすく示されて、そこで理解ができたことが非常に多かったということですかね、皆さん。

証人という証拠調べもあったと思うんですが、証人に関してはどうでしたか。わかりにくいなとか、あるいはよく言いたいことがわかったなとか、そういう印象、御記憶があればお聞かせいただきたいんですが。

今度は1番さん、いかがですか。被告人本人であれば、恐らく弁護人が最初に聞いて、次に検察官が聞いて、裁判所が聞いて、裁判員の方々何か聞きたいことありませんかと、こういう順番で行くと思うんですね。

例えば弁護人の質問がどうだったとか、検察官の質問がどうだったとか、あるいは自分たちの質問としてもやりにくかったとか、やってみたとか、何かございますか。

(1番)

本人ではないとわからない心の状況、職場のことで悩んでいたとか、人間性がわかって、余り聞きすぎると自分と置き換えて、仕方ないんだと、正直正常な判断ができないというか。

(司会者)

同情しちゃうような感じ。

(1番)

そうですね。余り聞きすぎると、逆に本人は自分の気持ちをかなりアピールというか、していたので、余り聞きすぎてもよくないのかなと思いました。

(司会者)

弁護人の質問に対する被告人の答えが、何かパフォーマンスのように感じられたということですか。

(1番)

そうですね。

(司会者)

それは逆に弁護人の聞き方が上手だったのか、それともちょっと何か芝居くさいという印象だったのか、そうするとそれはどうなんですか。

(1番)

ドラマとかで裁判の様子を見ていると、もうちょっとこうしたほうがいいのか、罪を軽くするためにアドバイスをしているというドラマを見ていたので、そういう演技をしているんじゃないか、本当に反省をしているのか、考えられて、もうこう

いうふうに言ったほうがいいよと言われている内容を言っているのか、それだったらちょっと時間の無駄なのかなと思いました。

(司会者)

1番さんの印象としては、被告人が真心から言っているようには取れなかったと、こういうことですか。

(1番)

作られたような答えだったような。

(司会者)

検察官の質問はどうでしたか。余り記憶にないですか。それに対して検察官はいろいろ突っ込むんですけど。

(1番)

それは余り。

(司会者)

2番さん、その点いかがですか。証人あるいは被告人質問について。

(2番)

証人は2人いたと思います。記憶している限りでは、事件の前段で弁護士さんのほうから、実は示談が成立していて、被告人が刑を受けた後にそれを返済するようなストーリーを確か事前に聞いたので、じゃあ、基本的には御遺族の方がそう思っているんだったら、早く出してあげたほうがいいんじゃないかみたいな。

(司会者)

そうすると、被告人質問とか、証人の話自体は、特にわかりにくいという御感想はなかったですか。

(2番)

なかったですね。

(司会者)

ありがとうございます。3番さん、いかがですか。証人、被告人質問に関しては。

(3番)

証人は確かいなかったんですけども、被告人もちょっと御高齢で病気で、病院からそのまま来たような感じの方で、ちょっと見ていて痛々しいというか。いろいろ質問はされていたんですが、黙して語らずみたいな感じの方だったので、質問しても一言二言で済まされちゃうというようなかたちで。自分がもう覚悟を決めているような感じの方で、自分はどうなってもいいみたいな感じで、自己弁護も一切しないで、全てを認めますみたいなかたちだったので、わかりやすいといえばわかりやすかったんですが、ちょっと見ていて痛々しいなという感じが印象に残っています。

(司会者)

そうすると、弁護人がやっぱり質問に苦勞されているような感じでしたか。

(3番)

そうですね。質問してももう一言、「はい」「いいえ」「そうです」とかその程度しか話さなくて、弁解を一切しないというかそういう態度だったので、弁護人の方も大変なんだろうなとは思いました。

(司会者)

そこは裁判員の方々はちょっと消化不良だった感じとかありましたか。もうちょっとしゃべってほしいとか。

(3番)

もうちょっとしゃべってもらえればよかったのかなというのは、すごく感じました。

(司会者)

逆に裁判所からの補充質問という機会もありましたよね。そこで裁判員の方々から、ちょっとこういうことを聞いてみたいとか、そういう話はなかったですか。

(3番)

質問しても、やっぱりもう一言二言で終わってしまうような。

(司会者)

じゃあ、裁判員の方も質問を試みたんですかね。

(3番)

はい。

(司会者)

それでも駄目だった。

(3番)

それでも、もうほんとに全然弁解もしないでという感じだったので。

(司会者)

それでもって審理、評議、評決をするときに困ったなとか、そういうことは特になかったですか。

(3番)

もうちょっと話していただければ、家庭事情とかいろいろな御家族の状況とかもわかったのになというのは非常に感じました。

(司会者)

4番さん、いかがですか。

(4番)

私に関与した事件は被告人のお母さんと被告人の2人でしたけれども、お母さんは情状の証人で出ているんでしょうけれども、どうもお母さんの話が被告人と折り合いがよくないような感じがして、本当にこの人、きちんと引き受けて監督ができるのかと、逆に余計に疑問点が出てきました。あと被告人に関しては、非常に淡々と感情的になることなく、悪く言えば慣れているなということで、どこまで本当のことをしゃべっているんだろうというのは、本当にこれはもうわからないんですけれども、ちょっと私も聞きたいことがあったので、被告人のお母さんと被告人自身に対して質問を幾つかさせていただきましたけれども、結局何か答えは返ってきたんですけれども、よくわからなかったなというのが印象です。

(司会者)

検察官，あるいは弁護人が質問しているのはどうでしたか。その質問自体はよく理解できたし，それに対する答えもまあまあ理解できたということですか。

(4 番)

そうですね。ただ，これは私の単なる推測なんですけれども，裁判員裁判が始まる前に整理手続というんですか，そのところで，どこまでがどういうふうに整理されているかがわかりませんけれども，そこで整理されている部分については私たちはわからないんで，だからこれはもう余り関係ないから質問しなかったのかなという，あくまでも推測なんですけども，そういう要素があるのかなというのは，後で考えれば感じました。ただ個々の質問自体をどうこうということは全くございません。

(司会者)

特に弁護人・検察官が突っ込み不足じゃないかとか，そんな印象とかは特になかったですかね。

(4 番)

若干，なぜここをもっと切り込まないのかなというのは感じました。

(司会者)

そうすると，そういうところがあってやっぱり補充で自分は聞いてみようというふうにお考えになるんですかね。

(4 番)

そうですね。ただ，最初の整理手続の関係でそれはもう聞く場でもないから聞かなかったのか，あえて聞かなかったのかはわかりませんけど。

(司会者)

わかりました。何か検察官・弁護人の立場から質問はございますか。

(岸見検察官)

幾つかございます。まず皆様のお手元に証拠一覧表というのをA4，1枚のもの

だったと思うんですがお渡しして、そこに空欄がある状態のものでお渡ししていたかと思うんですけど、それで、手元に置いていただきながらパワーポイントで証拠の説明を聞いていただいたかと思うんですが、例えば、そのパワーポイントの画面を見て、その内容でここは大事だなと御自分でお感じになったところを冒頭陳述メモに書くとか、証拠一覧表に書くとか、そういうことが物理的に可能だったかどうか。そういうことができたか、したかったのにできなかったか、時間が足りないということもあるかもしれませんが、こちらとしても、できれば頭に残していただきたい、証拠としては御理解いただいた上で次に進んでいただきたいと思っていますので、その点について、御意見をいただければと思います。

(司会者)

じゃあ、今度は4番さんから。

(4番)

はい。何でもかんでも書くんではないんですけども、そういうのがあると非常に便利だと思います。

(司会者)

検察官から証拠一覧表というものが配られて、余白のあるもの、それは御記憶ございますか。

(4番)

ちょっと記憶にはないんですけども、何かしら書いた記憶はあります。

(司会者)

証人尋問だけではなくて、検察官が証拠書類を読み上げたり、あるいはパワーポイントで写真を見せたりとか、そういうときもやっぱり常にメモは取られているんですかね。

(4番)

そうですね、ほとんど私は鉛筆を持ちっぱなしでした、常に書けるように。

(司会者)

3番さんはいかがですか。

(3番)

全てをメモっていたわけではないんですけど、備忘録的に、後で見返したときにわかりやすいように走り書き程度にメモはしていました。

(司会者)

やはり今、検察官が言われた証拠一覧表とか、配付されたものを利用されていたということでしょうか。

(3番)

配付したものに余白があったかどうかはちょっと定かではないんですが、事件ファイルのところに余白とかがあったので、そういうところに書いていたような記憶があります。

(司会者)

わかりました。2番さんはいかがですか、その点は。

(2番)

私も余り記憶にはないですけども、常にやっぱり鉛筆は持って、ポイントポイントを記していたかなという記憶はあります。

(司会者)

やはり当事者から配られた書類を使ってということですか。

(2番)

そうですね。やはり弁護士さん、検事さんのほうからもらったものに対して書いていたという感じです。

(司会者)

1番さん、いかがですか。

(1番)

私はそんなにメモは取らなかったです。大事だと思ったところに対して、もう書いてあったので、自分的には必要ない、記憶の限りでやっていました。

(司会者)

それで十分評議はできたということですかね。

(1 番)

そうですね。後から誰かの意見を聞いて書くことはあったんですけども、評議中に書くということは余りしなかったです。

(岸見検察官)

ありがとうございました。次の質問よろしいですか。次にお伺いしたかったのは被告人質問のやり方についてです。それぞれの事件の中で調書の朗読ということをしていただいていたかと思いますが、被告人質問ではそういうことはせずに、恐らくは弁護人のほうから先に質問をして、さらに検察官のほう聞いて、裁判官、裁判員の方が聞いていただくという流れになっていたかと思います。

私たちが気になるのは、弁護人から先にお聞きいただくので、同じ部分に関して検察官が聞くということは避けようという一方で、大事なことはやはりもう一回聞きたいというようなところもありまして、お聞きになっていて、同じことを繰り返しているんじゃないかということで、ちょっとしつこいなというところがなかったかどうかというのをお聞かせいただければと思います。

(司会者)

じゃあ、3 番さんからいかがですか、今の件は。

(3 番)

僕の担当した事件では、それほど重複している感じはなかったですね。

(司会者)

そうすると、弁護人・検察官それぞれがそれぞれ聞きたいことを聞いていたということですかね。

(3 番)

そうですね。足りない部分を裁判員なり裁判官が聞いていたというところで、それほど重複して聞いていたという感じは残っていないです。

(司会者)

4 番さん、いかがですか。

(4 番)

私もちょっと細かいことは覚えていないんですが、確かに大事なところのかぶるところはあったと思いますけれども、それはそれで私は逆に必要だと思いますので、そういうのはぜひやっていただきたいと思います。

弁護士からの聞き方と、検察官からの聞き方は当然違うはずなので、比較対照しないとよくわからない部分があると思います。

(司会者)

じゃあ、特にくどいなとかという印象もなかったということですか。

(4 番)

それも全くなかったですね。

(司会者)

1 番さん、どうですか。

(1 番)

私もそんなにくどいという印象はなかったんですけども、不必要なところはあったのかなとは思いますが、余り気にはならなかったです。

(司会者)

ありがとうございます。2 番さん、いかがですか。

(2 番)

私も記憶は余りないんですけども、そんなに重複しているところはなかったかなと思います。逆に個人的には同じ質問があってもいいと思います。

(司会者)

時間自体はどうですか。何か長いなとか、そんな印象はなかったですか。もうちょっと早く終わったんじゃないのとか。特にそういう感想を持たれた方はいらっしやらないですか。

(3番)

僕は逆に短いなと思いました。一回一回が短くて、ほんの10分なり15分やって休憩で、また控え室に戻って、またちょっとしてまた行って、最長でも1時間も法廷にずっといたこともないので、こんなに短くていいのかなというのは正直思っ
て、こんなに何回も何回も行ったり戻ったりがあるのもどうなのかなと思いましたし、全体的に見ても、それほど仕事に負担もかからずに、逆に短かったなという印象です。

(司会者)

では、重複だとかくどいとかそういうことは全くなかった、もうちょっと聞いてもよかったかなという感覚ですか。

(3番)

それまでもっと裁判は長いものだと思っていたんですけど、休廷が何回も何回も入って、想像よりも全然短くてよかったなと逆に思いました。

(司会者)

ありがとうございます。まだほかにあれば。

(岸見検察官)

ありがとうございました。

(司会者)

それでは次に弁護人の立場から、証拠調べについて何かございますか。

(佐藤弁護士)

2点ございまして、まず1つが、証拠書類の関係で、弁護人側から証拠書類を出すことはそんなに多くはないと思うんですけども、多分1通か2通ぐらいはどの事件も出ているんじゃないかと思います。見せ方として、書画カメラを使われたのかどうかということの確認と、あと弁護人の説明がきちんと理解できたかどうかということ、まず教えていただければと思います。

(司会者)

まず書画カメラというもの、そもそもそれは何、という方のほうが多いと思うんですが、何か使われているのを見たという御記憶はありますか。証言台の上にカメラがありまして、普段は畳んであるのですが、それをカメラを伸ばして紙を見せた場合は紙を映すと。そうするとそれが法廷の手前のモニターに映し出されるかたちになるんですね。証人尋問とか被告人質問で書面を示して、ここがこうです、ああですというのを、カメラに映して見られるようにしてあるんです。そういう調べをしたという御記憶はありますか。

(2番)

あいまいですけど、見た記憶がありますけれども。

(司会者)

証人尋問のときですか、被告人質問のときですか。それとも証拠書類を調べるときですか。

(2番)

ちょっと余り記憶にないですね。

(司会者)

見ていると分かりやすかったとか、何か感想はありましたか。

(2番)

わかりやすかったというよりは、わかりにくかった印象がないので。

(司会者)

特に印象がないということは、それなりによかったということなんですかね。

(佐藤弁護士)

もし書画カメラを使われていないとすれば、書証の説明というのがわかりやすかったか、わかりにくいところがなかったかどうかというところを教えていただければ。

(司会者)

どうですか。証拠書類はやはり示さないのであれば内容を弁護人が読み上げると

いうかたちで調べたと思うんですが、4番さん、何か弁護人からの証拠書類でありましたか。御記憶ありますか。

(4番)

確か何かを映したのは覚えていますけれども、それが何だったかちょっと記憶にないですね。特に弁護人のほうから何か書類を示したというのは、記憶の限りでは覚えていないです。

(司会者)

3番さん、いかがですか。何か弁護人からの証拠書類というのはございましたか。

(3番)

確か記憶だと、被害者の傷の程度がどのくらいかというのを示して、医師の診断書か何かを映したような記憶が。

(司会者)

画面に映したんですか。

(3番)

はい。

(司会者)

そうするとパワーポイントか何かのかたちですかね。

(3番)

ちょっとカメラで映したのかパワーポイントだったのか、ちょっと記憶はないですけれども、確か医師の診断書的なものを示して、主張をされたと記憶しています。

(司会者)

それもそのままわかる証拠ですか。

(3番)

そうですね。

(司会者)

2番さん、今の点はいかがですか。弁護人から何か証拠書類の内容の説明があつ

てわかりやすかったかどうかというのは。

(2番)

あったと思います。さっきと一緒にちょっと記憶があいまいなんですけれども、わかりにくかった印象がないので、わかりやすかったのかなと思います。

(司会者)

1番さん、いかがですか。何か弁護人のほうからの書類の提出はありましたか。

(1番)

私も記憶が定かではないので、あったかなかったかも、ごめんなさい、わかりません。

(司会者)

なかなか印象がないようです。

(佐藤弁護士)

ありがとうございます。もう一点なんですけれども、被告人質問の関係でちょっとお伺いしたいんですけれども、被告人質問は弁護人から先に聞きますので、できるだけ時系列に沿ってわかりやすく聞こうとは思っているんですけど、時間の関係でやっぱり重要なところに配分を割きますので、どうしても前提とか、そこに至るまでのところというのが薄くなっちゃう可能性が高いと思うんです。ちょっとその事件に至る経緯で、もう少し聞きたいなという印象があったかどうかというところを教えていただければと思います。

(司会者)

今度は2番さんから、いかがですか。

(2番)

これに関しては、私の事件に関してはわかりやすい部分はあったんですけれども、ただ私も実際法廷で質問させていただいたんですが、そのときの御本人の気持ちであるとか、その辺がちょっと知りたかったなという部分があったので追加で質問させていただきました。

(司会者)

そうすると、2番さんからすると、そこはもう弁護人のほうから聞いてもらったほうがよかったということになるんですかね。

(2番)

そうですね。まあ、弁護人でも検察官でもいいんですけども、そこら辺は感情の部分、心の内の部分がどうしても知りたかったなというふうに思いました。

(司会者)

1番さん、いかがですか。

(1番)

犯行に至った経緯とか、あとは心理状況について、少し質問の内容が大ざっぱだったような。質問の内容が重複していたところがあったので、もう少し詳細な気持ち、このときどう思っていたかではなくて、もう少し詳しく聞けていれば、同じような答えが返ってくることはなかったかなと思います。

(司会者)

そうすると、弁護人・検察官が同じことを聞いて、同じ答えが返ってきているだけじゃないかというようなところがあったということですか。

(1番)

そうですね。

(司会者)

1番さんの事件は強盗致傷ということで、我々のように普段事件を扱っている人間からすると、強盗という犯罪をするのはお金に困っているという理由からであることが通常でしょうから、そもそもなぜお金に困ることになったのかといった経緯はあまり重視しない場合があるんですね。1番さんが見ていて、この人がお金に困って強盗するまで追い詰められた状況、そういったものをもっと知りたかったとか、そんなことはありますか。先ほちょっと同情しそうになったとおっしゃっていましたね。

(1 番)

はい。被告人の気持ち、言い訳がましいように最終的には感じてしまったので、本人の気持ちに関しての質問はそんなに、するんだったらもうちょっと詳細というか、大ざっぱな質問ではなくて、細かな質問があったほうがよかったかと思います。

(司会者)

浅く聞いたから、余計演技めいた感じだけ残っちゃったということですかね。

(1 番)

はい。

(司会者)

そうすると、突っ込みが足りなかったというのが、どちらかといったら最終的に残った印象ですか。

(1 番)

やるならもう、そんなに私も必要はないと思ったんですが、演技っぽく感じてしまったので、やるんだったらもうちょっと細かな質問というか、質問が大ざっぱすぎて、返ってくる答えが同じような答えばかりだったので、やるんだったらもうちょっと。

(司会者)

紋切り型ということですかね。

(1 番)

はい。

(司会者)

本心を引き出すような質問がよかったということですかね。

(1 番)

そうですね。

(司会者)

なるほど、ありがとうございます。4 番さん、いかがですか。被告人質問に関し

て。

(4番)

私はやはり内容的には、被告人が認めている事実がもう全てだったので、私は背景を非常に知りたかったです。特に被告人質問において、背景事情とか、こういうことに困っていたとかあったのであれば聞けたらなと思います。その背景がわかるようなことがあれば、被告人質問の中で話してもらえれば、よりわかりやすかったかなと思います。

(司会者)

4番さんからすると、もっと突っ込みがあったほうがよかったと、そういうことですかね。

(4番)

そうですね。少なくともそういう、被告人がこういうことで困っていたとか、こういう境遇にあったというのはつかみ取れなかったですね。

(司会者)

3番さん、いかがですか。

(3番)

先ほども言ったように、弁護人の方は一生懸命引き出そう、引き出そうとしていたんですけども、被告人のほうやはり余り話したくないみたいなのところもあって、発言がもうワンフレーズ、ツーフレーズで終わっちゃうようなところがあったので、もう少しそういう犯行に至った経緯なりを知りたかったなというところがありました。

(司会者)

被告人の特質、特性も大きかった事件なんですかね。

(3番)

そうですね。被害者と被告人がもう身内同士というところもあって、被害者側の意見というの何もなく、もう被告人が認めているのが全てみたいなかたちだった

ので。

(司会者)

それが物足りなかったということですね。

(3番)

そうですね。もうちょっと詳細に、何でこうなっちゃったのかというところをも
うちょっと知りたかったところがありました。

(司会者)

ありがとうございます。佐藤弁護士、何かありますか。

(佐藤弁護士)

いいえ、結構です。

(司会者)

そうしましたら、次のテーマに行きたいと思います。

証拠調べが終わりますと、今度は論告・弁論といって、検察官・弁護人がそれぞれ事件について証拠調べした結果に基づく意見ですね、これを述べるという手続があったかと思います。この点について、御意見、御感想等お聞きしたいと思うんですが。では、今度は3番さんから、いかがですか。

(3番)

求刑をするところですね。

(司会者)

そうですね、検察官が求刑をするところ。弁護人のほうは特にこういう刑がふさわしいということはなかったですか、3番さんの事件では。

(3番)

検察官のほうで求刑をして、弁護人のほうは執行猶予をつけたほうがいいんじゃないのかたちでお話があったと記憶しているんですが、そこは全然わかりにくいところもなく、検察側がこう言って、弁護人はそれに対してもう少し罪が軽いほうがいいんじゃないというような意見というのは想像ができたところだったん

で。

(司会者)

両方わかりやすかったということですか。

(3 番)

そうですね。

(司会者)

4 番さん、いかがですか。

(4 番)

私も特にわかりづらいというのはなかったと思います。それまでの流れの中で、そのとおりのことが述べられたと思っています。

(司会者)

1 番さん、いかがですか。

(1 番)

私も余り記憶が定かではないんですけども、特に思ったことはなかったのです。

(司会者)

すんなり入ったんだろうなということですかね。

(1 番)

はい。

(司会者)

2 番さん、いかがですか。

(2 番)

私もそんなに違和感なくそういうふうを受け止めかなと思います。

(司会者)

あとの評議と絡んでくるところではあるんですが、後々裁判官と一緒に評議をするわけですね。そのときに論告・弁論というのは役に立ったとか、それとも余り念頭になかったのかどうか、その点はいかがですかね。2 番さん、どうですか。

(2 番)

そうですね。論告・弁論に関してはこんなものなんだという印象があって、人が亡くなっているということに関して、こういうぐらいの話なんだと。

(司会者)

評議の過程で論告・弁論というのは常に意識されていましたが。そこでも論告・弁論はやっぱり使いながらという感じでしたか。

(2 番)

そうですね。使いながら、ちょっとそこは記憶にないんですけども。

(司会者)

いずれにしろ、常に意識はされていたということですかね。

(2 番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございます。3 番さん、今の点はいかがですか。論告・弁論を評議の際に意識していたかどうか。

(3 番)

検察がそう言っているなというのは意識していましたが、やっぱり評議のときには過去の判例のデータベースを見せていただいて、それが一番印象に残っているというか、一番参考になったなというところがあります。

(司会者)

恐らく裁判官がそれを出すのは評議の終盤だろうと思うんですけども、それはよろしいですか。大分評議が煮詰まってきたころですか、実際データベースを見たというのは。

(3 番)

それほど私の案件では煮詰まっていなくて、過去の判例でこういう案件だと執行猶予がついていますよ、これだと執行猶予がつかないですよというようなところを

見せていただいて、それが非常に参考になったと。

(司会者)

その前の段階で、当然そのときに考慮しなければいけない事情、要素というのは整理すると思うんですけども、被告人の悪いところはどうだった、被告人のいいところはどうだというような分類をしたりする作業があると思うんですが、そのときに論告・弁論というのは使われていたんですかね。

(3番)

それほど意識はしていなかったですね。

(司会者)

例えば、裁判官がちょっと論告のこの点を見てみましょうとか、そんな使い方も特にはなかったですか。

(3番)

記憶はないですね。

(司会者)

わかりました。ありがとうございます。ここはむしろ検察官・弁護人のほうがいろいろ聞きたいことあると思いますが、検察官、何かありますか。

(岸見検察官)

そうですね、私たちの場合は過去の求刑というか、過去にどういう事件があって、どういう求刑をしてどういう判決だったのかというのをもとにして求刑を決めているんですけども、むしろ裁判員の皆様、裁判員制度が導入されるという趣旨にさかのぼると、そういうことに関係なく一旦考えたかった、例えば、もともとこのぐらいのケースだとこうなりますよというようなことは事前情報としてむしろ耳に入れたくなかったというようなところはおありなのかなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。つまり私たちが論告のときに、過去このぐらいだとこうですという説明を時々するケースもあるんですけど、そういう情報は要らないというふうにお思いかどうかということなんです。

(司会者)

そこはどうですかね。要するに、論告をするときに求刑があるんですが、検察官が懲役何年が相当と思料するということをぼんと言うだけではなくて、検察官なりにデータを示して、検察官の考えとしてはこういう分布からしたら、この事件はこの辺がふさわしい、そういう踏み込んだ論告も最近していただくことがあるんですが、まずそういった論告を聞いたという方はいらっしゃいますか。

多分4番さん、そういう論告・弁論だと思うんですが、その点はどうですか。それは要らない情報だなとか、あつてよかったとか何か御感想ありますか。

(4番)

私は逆にそれがあつて目安になってよかったなと思います。何もない状態だと、判断基準が全くないということで、それが示されることによって、もしそれが、いやいや違いますよというのだったら、それを基準に判断できますから、やはりその目安というのは必要だと思います。

(司会者)

そういった論告がなされた事件は、どうも4番さんの事件だけみたいですね。

(岸見検察官)

手書きでお示ししたのは、4番さんの事件だけかと思います。

その事件以外でも、口頭で、例えばこのぐらいたとこういう要素を考慮するところのぐらいたと思いますというのを、まとめと言ったらいいんでしょうか、そういうことをさせていただいているんですけれども、何て言うんでしょう、私たちが考えていることと裁判員の方々が考えていらっしゃるのと乖離してしまうところがないかなという危惧がございまして、そういう趣旨での質問だったんですけど。

(司会者)

2番さんは先ほど、ちょっと拍子抜けしたようなところがあったとおっしゃっていましたね。2番さん、やっぱり思っていたよりも軽いなという印象だったわけですか。

(2番)

そうですね。過去の判例のデータベースを見せていただいたときに。

(司会者)

そのときですか。じゃあ、それは置いておきましょう。検察官が気にされているのは、検察官なりに事情を示した上で、この事情からしたらこの年数がふさわしいという御主張をされるんですね。そうするとグラフを見てとかいうよりも、まずは検察官が主張された事情をもとに考えたら、ああ、検察官の言う年数はいいんじゃないかと思われたのか、それともそもそも何かそれも変だなと思われたのか、そこはどうですかね。

(2番)

後者のほうだったと思います。判例を弁護士さんのほうも確かお示しいただいたと思うので、その中でこんなもんなんだろうなという印象を思いました。

(岸見検察官)

今回お集まりいただいている皆さんの事件では、いわゆる自認事件、自白事件でしたので量刑が主なポイントになったかと思います。その中で、私たちなりに、要は検察官なりに、この事件の重大なポイントとして考えていただきたいというのを、そのポイントごとに順番を設定して、それで御説明さしあげたかと思います。そのお聞きになっている中で、このポイントは、私たちの悪い癖で、従前通りこれが大事だと検察官としては主張したい、主張するべきだと思っているところが残っていいやしないかと。裁判員の方々にとっては、むしろ4番目、5番目、また最後のほうに出てきたところのほうが興味があったとか、聞いていて論告の順番で、こっちのほうが大事なんじゃないのというところがあった部分が、もしあれば教えていただければと思います。

(司会者)

そもそも検察官も弁護人も、最初に言うものほど重要視しているんです。そういうものとしてお聞きになっていたかどうかというところですかね。余りその辺は意

識されていなかったですか。例えば3番さん、いかがですか。検察官・弁護人は、各々重要なものを最初に主張されますから、検察官が重要と思っているのはこれ、弁護人が重要と思っているのはこれ、じゃあどっちがほんとか、そういう思考を我々はしていただきたいと思っているんですが、そういう意識では聞かれていますか。

(3番)

時間もそれほど長い時間を聞いた覚えがないので、重要な点しか言われていなかったのかなという印象しか持っていないです。

(司会者)

そうすると、そもそも重要なものしか検察官・弁護人は言っていないんだと。

(3番)

そんなに無駄なところというのは感じなかったですね。そもそも1時間も2時間もやっているわけではなくて、10分、15分ぐらいの話だと思うんで、それぞれ重要なところしかおっしゃっていないのかなというのが印象でしたけれども。

(司会者)

4番さん、いかがですか。

(4番)

私は、恐らくその順番通りおっしゃっているなというのは意識して聞いていました。特にそれが違うよというのはなかったような気がしますけど、ちょっと個別の内容は忘れたんですけれども、何でこの点が入っていないのかなというのは何かあったような気がします。

(司会者)

それは論告、弁論、どちら。検察官なのか弁護人なのか。

(4番)

両方ですね。電車での帰り道とかに、何か考えていて、「あれ、何かこういう点あってもいいのかな」というのはふと思った、ただ、今それが何なのかちょっと思

い出せないですけれども。

(司会者)

では、2番さん。

(2番)

そうですね、その意識はあんまりなかったんですけれども、非常に検察官の方が端的にしゃべられている印象があったので、ポイントポイントはわかりやすく感じたと思っています。

(司会者)

1番さん、何かこの点ございますか。

(1番)

私の事件では、大きな事件があって小さいのが幾つかあったので、端的に話してくださってわかりやすかったと思います。

(司会者)

重いもの、軽いもの、メリハリがあったということですか。

(1番)

はい。

(司会者)

検察官、ほかに何かあれば。

(岸見検察官)

ありがとうございました。

(司会者)

弁護人の立場でいかがですか。

(佐藤弁護士)

弁護人の弁論の構成として、通常はそれぞれの事件が予定する犯罪、罪名の中で、これはこういう事情があるのだから、その犯罪の中でも軽い部類に属するんですよというような主張が入ってくると思われるんですが、皆さんの中で、そういうふう

な弁論をされた印象があったかどうか、それを教えていただけますでしょうか。

(司会者)

ちょっと難しいと思うんですが、例えば強盗致傷ですと、けがの重みが全然違いますね。1番さんはさっき、軽いんだとおっしゃいましたが、中には重傷を負わされるような事件もあると。弁護人は当然そういったものの中では本件は軽い事件、だから刑を軽くする事情として見てほしいという御主張をよくされるんですけれども、そういうような弁論をされたという御記憶はありますか。4番さん、いかがですか。例えば、道具を使っているような事件より軽いとか、そういう御主張はあったんですかね。

(4番)

それよりも、行為自体は非常に重いので、計画性があったかなかったかということはおっしゃっていたような気がします。今回の場合は計画性がなかったと、突発的なことだと。それで検察官の方のほうは計画的だと、そういう主張がされていたようなことは覚えています。

(司会者)

計画的な主張ということまでは多分おっしゃっていなかったと思いますが、いずれにしろ弁護人は当然計画性のない、酔った上での突発的な犯行なので、そうでない事件よりは軽く見てほしいと、そう言われたということですかね、傷害致死ですからね。

例えば2番さん、いかがですか。どんな主張をされたか御記憶ありますか。2番さんの事件も傷害致死でしたね。体当たりをした事件でしたけれども、それについて弁護人は何かおっしゃっていましたか。

(2番)

ちょっと具体的な内容は覚えてないんですけども、そこに先ほど言った示談が成立していたとかという内容が入っていたり、そういうことはありました。

(司会者)

1 番さん、いかがですか。強盗致傷の事件で、どんな御主張をされたか御記憶ありますか。1 番さんの事件ですと、頭や胴体とか重要な部分ではなくて、腕のけがにとどまっていると弁護人が言われているようなんですけど、御記憶はありますか。

(1 番)

そう言われてみればそうだったかなという感じなんですけれども。

(司会者)

それをお聞きになって、何かお考えになったことはありますか。いやいや、それでもけがはけがなんじゃないという人もおられれば、そのとおり軽い事案なんだねと思われる方もいらっしゃるでしょうし、そこは何かお感じになりましたか。

(1 番)

それよりも私が思ったのは、犯行を繰り返していたことだったので、そこは余り重要視はしなかったかなと思います。

(佐藤弁護士)

ありがとうございます。

(司会者)

そうしましたら最後ですけれども、評議・判決についてということですが、評議はなかなか守秘義務という問題もあって難しいと思うんですが、何か御感想とか聞きたいと思います。4 番さんから伺いたいと思います、評議に関して。自分は十分意見を言えたな、やっぱりあんまり言えなかったなとか。

(4 番)

そうですね、ただ今思えば、思うところはしゃべれたかなと思います。いろいろ言いたい部分はありましたけれども、結果として、あのときこういうことで言ってみて、どう考えがきちんとまとまって出せたかとかいろいろ考えたんですけども、後悔していることはないですね。よかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。3 番さんは、その点いかがですか。

(3番)

評議の時間も、予定では結構長い時間を取っていただいていたんですが、思ったより短いなという印象でしたね。

(司会者)

その短く終わったということが、何か消化不良で終わっちゃったというのか、それとも短くてもいい結論が出て早く解放されてよかったのか、その辺はどうですか。

(3番)

早く解放されてよかったというのは思わなかったですけど、皆さんそれぞれ意見を言って、思ったより早く終わったのがよかったかなとは思います。

(司会者)

ありがとうございます。2番さん、いかがですか。

(2番)

個人的にはちょっと、さっき言ったような過去の判例とかを参考にするという部分では、少し消化不良だったかなという気がします。そこに捕らわれすぎてしまうという部分で。

(司会者)

1番さん、いかがですか。

(1番)

最初に申し上げたように、すごく自分が言いやすい環境にありました。名指しで、あなたどうですか、あなたどうですかというふうに言っていただいたのでスムーズに、誰かが自分だけの意見を言うのではなくて、スムーズに意見が言えたと思います。

(司会者)

ありがとうございました。ちょっとこの点はなかなか裁判官から突っ込みにくいところがあるので、評議に関して、検察官は何かありますか。聞いてみたいことというのは。

(岸見検察官)

そうですね、当然審理の冒頭から振り返っていただくという作業がおありかと思うんですけれども、振り返る中で、例えば、検察官はこうだったよね、弁護人はこうだったよね、あのときはこういう話を証人もこうした、被告人もこうしたというところが、御自身が言いたいことが言えるような雰囲気で行っていただいていると思うんですけれども、もっとより言いやすくなるためにはこういうふうにしたほうがいいんじゃないかとか、前向きな提案がもしあればと思うんですけれども。

(司会者)

評議で意見を言いやすくするために、検察官・弁護人に望むことは何かあるかというところですね。

3番さん、いかがですか。その点、何かお感じになることがありましたら。

(3番)

特に意見を言いにくいということもなく、裁判官の方がそれぞれに話を振っていただけるので、一人一人が自分の思うところを発言できるので、特にそれについて改善というのは、今のままでいいのかなというふうに私は思いました。

(司会者)

事件を扱っているいろんな方と評議していると、やはり検察官・弁護人の言われていることをちょっと誤解されて理解されていたとか、そういうこともあるんですね。それはもとは何かというと、やっぱり検察官の言い方がまずいとか、弁護人の主張が理解しにくいとか、そういったことが原因になっていることもままあるんですけれども、皆さん方、そういった感じは特になかったですか。評議をしていて、あれ、何か検察官の言っていることを誤解しているかなとか、検察官の言っていることがわかりにくくて評議しにくいとか、そんなことはなかったですか。

(3番)

事件もそれほど複雑な事件じゃなかったもので、それぞれの主張がわかりにくいということは一切なかったと思います。

(司会者)

特にそんな記憶や印象があったということはないですかね。当事者の主張がわかりにくくて評議でちょっとつまずいたとか、何かそういうことはなかった、そういう記憶は少なくともないということですかね。あとほかに何かあれば。

(岸見検察官)

結構です。ありがとうございました。

(司会者)

弁護人の方とか、何か評議のところでございますか。

(佐藤弁護士)

答えにくければ答えなくて結構なんですけれども、弁護人の主張と弁論、最後に弁護人が弁論として主張している中で、一つひとつの項目について弁護人はこう言っているけどどうですかというような意見を聞かれるということはあったんですか。それは答えられたらお答えください。

(司会者)

それ自体答えていただいても構わないと思うんですが、御記憶ありますかね。4番さん、いかがですか。

(4番)

それはあったかと思います。一つひとつ確認されてやっていたと思います。ただ、評議についてあえて言わせていただければ、裁判員ということで、要は専門の裁判官によって、私たち国民が入ったということで、何でその我々が国民の視点で見ることかということで、裁判官の視点ではなくて、市民の感覚から、こういう視点からこういう判断をしてほしいという、何かそういうポイントがあると、より評議に参加しやすいかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。3番さん、いかがですか。評議の際に、弁護人の主張を逐一確認したり。

(3番)

そうですね、全部主張は確認して、これだからこうだよねという話はさせていた
だいた記憶があります。

(司会者)

した上で評議したと。

(3番)

そうですね。

(司会者)

2番さん、いかがですか。

(2番)

そこはありました。

(司会者)

1番さん、いかがですか。

(1番)

あったかと思います。

(司会者)

恐らく、なしに評議は裁判官もしないと思うんですが。

(佐藤弁護士)

それぞれに全ての人が意見を言えたかどうかをお聞きしたい。

(司会者)

弁護人の御主張についてということですかね。

(佐藤弁護士)

一つひとつの点について、皆さんに全員振って意見を聞いているか。もう一つの
項目として評議のテーマにはなっているとは思うんですね。

(司会者)

裁判員全員に弁護人の主張についての感想なり、御意見なりを確認していたかと。

(佐藤弁護士)

はい。

(司会者)

4 番さん、その点どうですか。

(4 番)

ポイントポイントによっては、多分個別にやっていた点もあった気がするんですけども、もしそれがされなくても、もし反対の意見があったら反対の意見が言える環境でしたので、それがなかったということは確認していないことにはならないような気がします。

(司会者)

2 番さん、いかがですか。

(2 番)

それぞれやはり個別に、どうですか、どうですかということは聞かれました。

(司会者)

弁護人の主張を、じゃあ検討しましょうということで、逐一確認されたと。

(2 番)

はい。

(司会者)

よろしいですか。あとほかに何かあれば。

(佐藤弁護士)

いや、もう結構です。

(司会者)

最後判決に関してですけれども、判決の確認の仕方も裁判体によっていろいろあると思うんですが、例えば私たち、今の合議体ですと、原稿はやはり裁判員の方々に読んでいただいて、確認して直すところはないかとか、さらに盛り込みたいことはありますかとか、そういった確認をしているんですけども、4 番さん、それ

に対して何か御意見はありますか。忌憚のないところをいただければ。

(4番)

いや、特に、もうその流れ自体が初めての経験なので、ここはこうだというのは特にございません。

(司会者)

2番さんのところはいかがでしょう。判決というのは、どういうふうにつくられたのか。

(2番)

確か「これで読み上げます」というようなかたちで確認があって、こういうプロセスをたどるんだという、確かに4番さんと一緒に、こういうやり方なんだということに理解をしました。

(司会者)

内容に関して自分たちが評議した内容、結論ですね。それが反映されているなど思われたのか、そこはどうですか。

(2番)

それは反映されていると思います。

(司会者)

1番さん、いかがですか。判決について何か。

(1番)

話し合ったことの細かいところを確認しながらやっていたのでわかりやすかったし。

(司会者)

評議どおりの判決だったということですかね。

(1番)

はい。

(司会者)

何か変な文章でわかりにくいなとか、そういったことはありませんでしたか。

(1 番)

ちょっと私にはわかりにくかったです。

(司会者)

そういうときに、これはどういう意味ですかと確認したりとかということはなかったですか。

(1 番)

なかったです。

(司会者)

ありがとうございます。3 番さん、いかがですか、判決に関しては。

(3 番)

判決を言い渡す前に、控え室のほうで裁判官の方が、そのまま丸々読んでいただいて、これで判決を言い渡しますということで言っていただいて、何か足りないところがあったらということでおっしゃっていただきましたし、あと特にわかりづらい専門用語とかも極力使っていない文章だったので、非常にわかりやすく判決を作っていたなと思いました。

(司会者)

内容もその評議に照らしてされたという、納得できたということですか。

(3 番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。何か判決に関して聞いてみたいことはありますか。

(山田裁判官)

やはりその判決の際には、さっき 1 番さんがおっしゃったような観点で、なるべく評議で出てきた表現を盛り込みたいとか、聞いてわかりやすい内容にしたいと思っているんですけれども、こちらが示した案に対して言いにくい雰囲気があったと

ということなのですが、どうやったらいいかというのは、ちょっと抽象的な質問でわかりにくいかもしれませんが、何か、こうしたらもっとわかりやすい表現になったかなという方法があれば教えていただきたいですけれども、いかがでしょうか。やっぱりもうでき上がった文章を示されてしまうと、言いにくいんでしょうか。

(司会者)

皆さんそこは正直な御感想として。裁判官は当然言っていただければ幾らでも書き換えますし、いいものを作ろうと考えていますが、余りそういう姿勢が裁判官から伝えられなかったですかね。何か言いにくいなとか話しにくいなとかそんな印象はありましたか。何か疑問があっても聞きにくいなとか。

(1 番)

最初1日目はとにかく緊張をしていたので、内容がまず入ってこなかったというのがありまして、もうちょっと進めやすいように、抽選でくじで決まって中に入って、こういう内容でやっていきます、大丈夫ですかというときに、もうちょっと和やかな雰囲気で行っていたら、もう少し緊張しないで済んだかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

(志田裁判官)

すごく1日目が緊張されていたという話だったんですけども、いつぐらいから逆に緊張がほどけてきたんですか。

(1 番)

まず部屋に入って自己紹介をしていって、お昼を食べたときに裁判長の方が一緒に食べて、どこに住んでいるとか世間話をしたときに和やかになったというか、緊張はしないで済んだかなと思います。

(司会者)

私もそれをやっているんですけど、わずらわしいとかいうのはないですか。

(1 番)

それはないです。したほうがありがたいです。

(司会者)

ありがとうございます。判決に関して、検察官、弁護士の方から何かございますか。

(岸見検察官)

特にございません。

(司会者)

よろしいですかね。そうしますと、大体こちらがお聞きしたいことはスケジュールに沿ってお聞きできたんですけども、何か最後に一言ずつ、ちょっとアドバイスなり何なり言ってもらえればと思います。もうお話し尽くしたのであればそれで構いませんし、1 番さん、最後に何かございますか。

(1 番)

特に意見はないですけども、緊張をしないで済むふうにしていただければ。

(司会者)

わかりました。心します。2 番さん、いかがですか。

(2 番)

特に意見はないんですけども、いい経験をさせていただいたなという印象です。

(司会者)

3 番さん、いかがですか。

(3 番)

こういう経験をさせていただいて、最近裁判員裁判とかいうとちょっと「ん？」というふうに新聞とかでも見るようになりましたし、裁判に対して非常に興味を持てるようになったんですけど、先日九州のほうで裁判員裁判の裁判員がやくざに脅されちゃうという事件があったと聞いていますけど、そういうのはやっぱり自分でやってみてあり得るなと非常に思いました。そういう危険な裁判にも立ち会わなき

やいけないというのは非常にリスクがあるので、もうちょっと裁判員裁判に匿名性というのを持たせてもらって、そういう危険な裁判においては何かモザイクじゃないですけど、ついたてを立てていただくとか、完全に入り口がわからないように、出入りがわからないようにしていただくとか、そういう配慮をいただかないと、本当の重要案件というのは怖くて引き受けられないんじゃないのかなというのは、非常に感じました。

(司会者)

3番さんの事件は家族間の事件ですね。

(3番)

はい。

(司会者)

そんな組織がどうこうということはないんですけども、それでもやっぱり法廷から顔を見られるのは抵抗があったりしたんですか。

(3番)

そうですね。通うことも大変なのはわかるんですけど、余り近くで裁判員というのを経験してしまうと、いつどこで見られているかわからないというのもあるので、ちょっと離れたところで裁判員をやるほうが、身の安全というところを考えた面ではいいのかなというふうには感じました。

(司会者)

ありがとうございます。4番さん、最後に何かございますか。

(4番)

私は裁判員に参加してみて、実際に裁判に参加してよかったと思うんですけども、じゃあ、実際に裁判員制度が始まって何がよくなったかというのを具体的にいろいろ見えてくるようになると非常に嬉しいなと思います。というのは、匿名性であるがゆえにいろいろなことが表に出てこなくて、こういう問題点がありますよというのはなかなかよく聞かないですよ。だからそういう点がもっと議論されて、

裁判員制度がもっとよりよくなるのがいいかなと思います。

(司会者)

どうもありがとうございました。また、今後とも御協力よろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。お疲れ様でした。